

# 国登録有形文化財 “矢中の杜” 利用規約

制定 平成 26 年 5 月 25 日

## 1. 目的

本利用規約は、NPO 法人“矢中の杜”の守り人が管理する国登録有形文化財“矢中の杜”の保存活用にあって必要な事項を定めることを目的とします。

## 2. 名称

つくば市北条 94 番地 1 に存する建築物及び敷地全体の総称は“矢中の杜”と定めます。  
なお、特に建物のことを指す場合、「旧矢中邸」の名称も使用可能とします。

## 3. 邸宅の見学

“矢中の杜”の保存活用を促進するため、以下に定める期日及び方法で、公開活動を行います。

### (1) 通常公開日

原則として毎週土曜日

### (2) 公開方法

NPO 法人“矢中の杜”の守り人（以下「NPO」といいます。）に所属するボランティアガイドが同伴し、施設の説明等を実施します。

ガイドツアーは、公開日 1 日につき 3 回、それぞれ 11:00、13:00、15:00 より約 1 時間で行います。

### (3) 休館日

夏季と年末年始の一定期間

### (4) 邸宅維持修繕協力金

建物及び敷地の保護のため、別表 1 に定める邸宅維持修繕協力金（以下「協力金」といいます。）のご負担をお願いします。

イベントや特別公開の場合は別途とします。その金額は NPO 理事長とご相談ください。

### (5) 団体見学

15 名以上の団体見学は、見学を希望する日の 1 週間前までに申し込みをしてください。

### (6) 通常公開日以外の見学

公開日以外に貸切による見学を行うことも可能です。貸切見学の実施は、見学者が概ね 10 名以上となる場合とします。ただし、公開日以外に見学する際の邸宅維持修繕協力金は別表 1 に定める貸切見学協力金を基本とします。また、20 名以上での見学の場合、別表 1 に定める団体割引を基本とします。

### (7) 見学上の注意

見学者は次の事項を守ってください。

#### ① 建物等の保護

建物（建具を含む）、展示物、備品等を破損しないよう十分に注意してください。

② 喫煙の禁止

文化財保護のため、敷地内の喫煙を禁止します。

③ 写真撮影等の制限

個人が楽しむ目的以外でのカメラ及びビデオ撮影および撮影時の三脚の使用はお断りします。

取材・商用利用をご希望の方は、NPO 事務局へ事前にご相談ください。

④ 飲食の禁止

邸宅内は原則として飲食禁止とします。

⑤ その他

その他スタッフの指示があったときは、これに従ってください。

#### 4. 邸宅の利用

NPO 法人“矢中の杜”の守り人は、“矢中の杜”の保存活用のため、以下に定める方法に限り、“矢中の杜”の利用を認めます。

①利益目的での利用（作品等の展示販売、公演、イベントなど）

②利益目的以外での利用（会議、教育・学習活動、サークル活動など）

③ロケーション利用（書籍、映像など）

(1) 事前相談

利用希望者は、なるべく早期に事務局にご相談ください。内容によっては準備に時間を要する場合がありますので、お早めのご相談をお願いいたします。

(2) 利用申請書の提出

また、利用希望日の1週間前までに、申請書類をEメール、郵送または持参により、提出してください。申請書類は次のものを基本とし、NPOと申込者と利用方法に関する協議の上で決定します。

①“矢中の杜”利用申請書（様式1）

②誓約書（様式2）

③利用方法・特記事項等が明記された企画書 ※利用者が作成、様式自由

④その他 NPO が必要と認める書類等

(3) 利用時間

利用時間は、原則として午前10時00分から午後5時00分です。

夜間やそれ以外の時間の利用に関しては、ご相談ください。

(4) 邸宅維持修繕協力金

利用目的に応じて協力金のご負担をお願いします。

金額は原則として別表2を参照してください。

(5) 利用上の注意

利用者は、次の事項を守ってください。

① 建物等の保護

建物（建具含む）、展示物、備品等を破損しないように注意してください。特に、搬入・搬出の際や撮影機材等を使用する際に養生等の適切な対策を十分に行ってください。

1. 廊下の保護のため、邸宅内は裸足禁止です。スリッパをご利用ください。

2. 廊下に水滴が落ちないようにご注意ください。
3. 撮影機材を廊下に置く場合は、傷をつけないように緩衝材を挟むなどしてください。
4. 邸宅内のソファ・椅子は使用禁止です。
5. 砂壁・襖絵等に触らないでください。
6. その他邸宅の保護にあたって必要なことは、スタッフとご相談ください。

② 火気の使用

文化財保護のため、火気の使用は制限がありますので、ご相談ください。なお、邸宅敷地内は禁煙です。

③ 駐車場

駐車場は邸宅敷地内又は裏側の市営駐車場をご利用ください。駐車場内のマンホールが壊れやすいため、車輪で踏まないようご注意ください。

④ 原状回復

利用が終了したときは、速やかに原状に復して、スタッフの確認を受けてください。

⑤ 音楽イベント等の制限

近隣住宅への影響を考慮し、楽器演奏等により音の発生するイベント実施にあたっては、事前にご相談ください。なお、申請の内容によっては利用を許可できない場合がございますので、予めご了承ください。

⑥ 利用の承認の取り消し

次のような行為がある場合、利用の承認を取り消すことがありますので、ご注意ください。

1. 他の利用者、近隣に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。
2. “矢中の杜”の管理上支障があるとき。
3. 利用者が特定の政治団体、宗教、反社会的団体であるとき

(6) 損害の賠償

万一、利用申請者の利用の結果、建物等に損害が生じた場合は、その損害賠償を請求します。

(7) スタッフの指示

その他スタッフの指示があった場合にはこれに従ってください。

(8) 作品の提供 ※ロケーション利用のみ

放送日、発売日が確定しましたらご連絡下さい。最終的に完成した作品の提供をお願いします。

## 5. お問い合わせ・お申込み先

特定非営利活動法人 “矢中の杜”の守り人 事務局

〒300-4231 茨城県つくば市北条 94-1

Tel: 090-6303-4531 (受付:10:00-17:00)

Email: [yanaka.no.mori@gmail.com](mailto:yanaka.no.mori@gmail.com)

HP: <http://www.yanakanomori.org/>

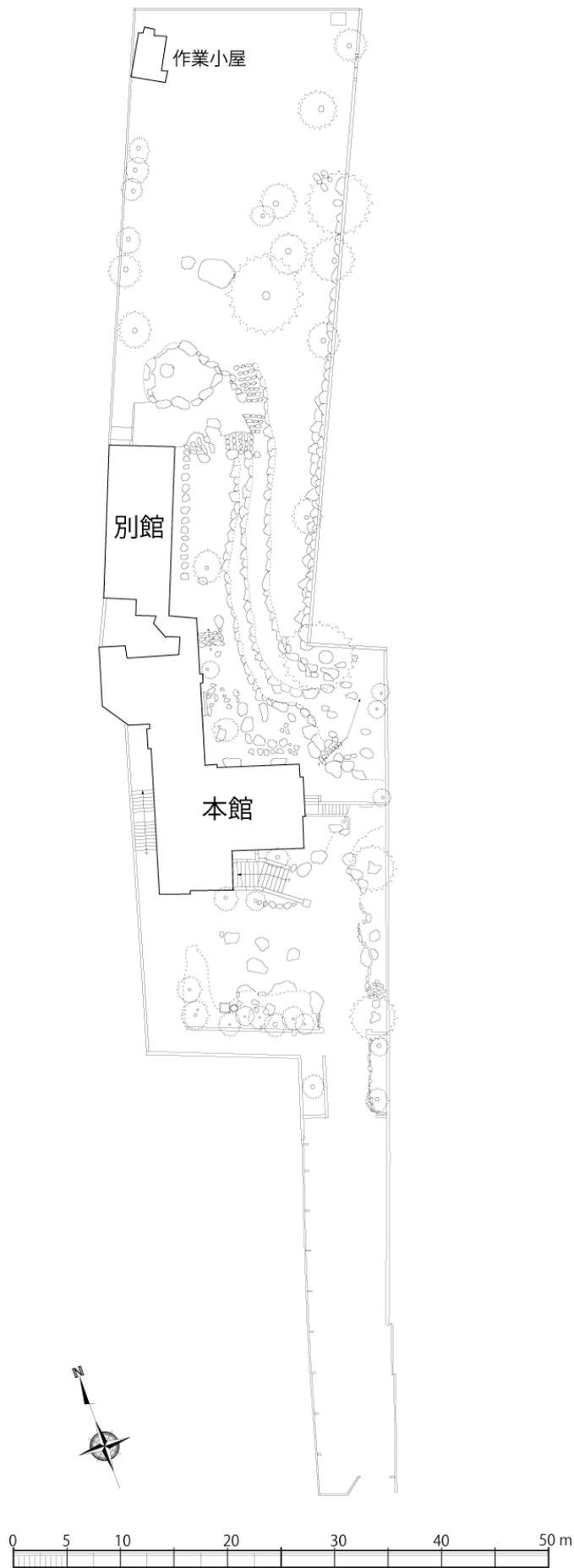
**別表1 見学の邸宅修繕維持協力金**

	区分	単位	邸宅維持 修繕協力金	備考
通常公開日	NPO 正会員、友の会会員、 賛助会員	1人	無料	当日入会含む
	大人（高校生以上）	1人	500円	
	中学生以下	1人	無料	
貸切見学 (邸宅公開日以外)	大人（高校生以上）	1人	750円	
	団体割引（20名以上）	1人	500円	1人あたり

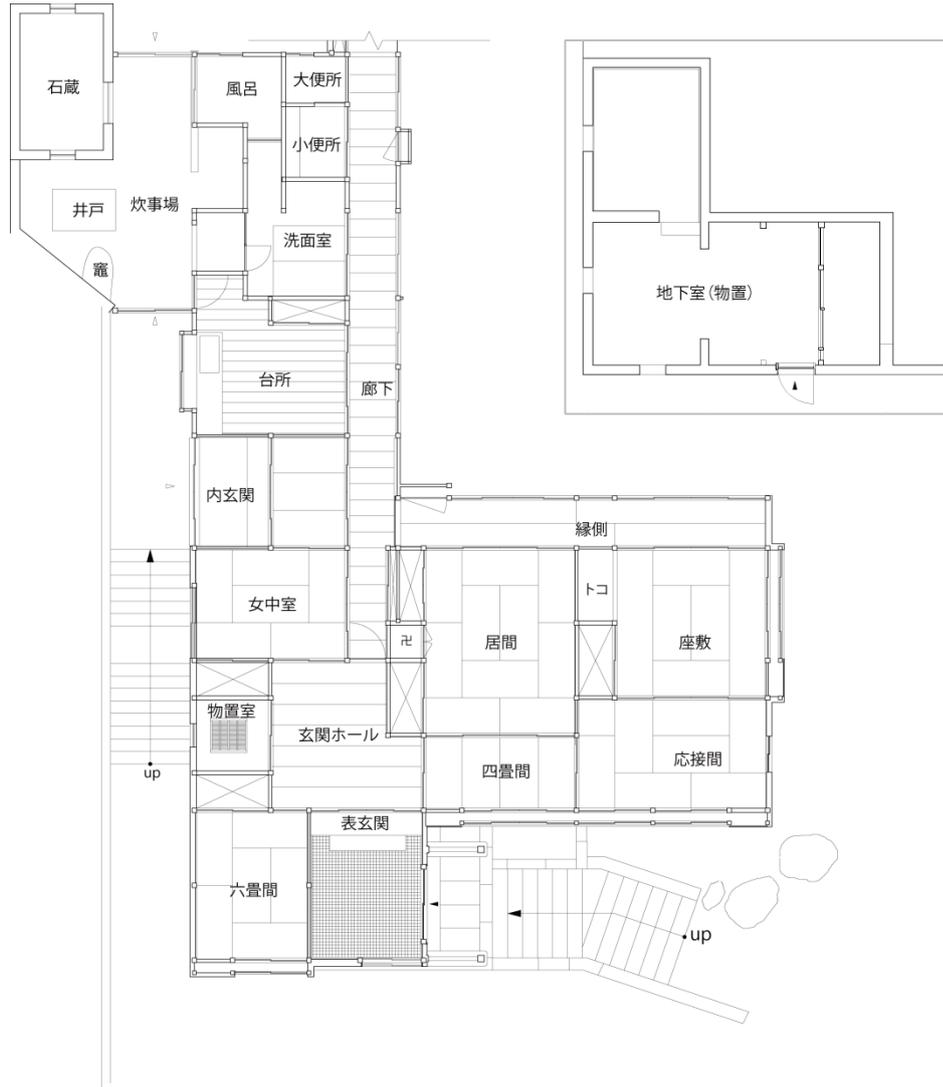
**別表2 利用の邸宅維持修繕協力金**

目的	時間区分	本館（庭含む） +別館	本館（庭含む）	庭のみ 地下室のみ
利益目的	基本料金(2時間毎)	6,000円	4,000円	2,000円
	延長(1時間当たり)	3,000円	2,000円	1,000円
利益目的以外	基本料金(2時間毎)	4,000円	2,500円	1,000円
	延長(1時間当たり)	2,000円	1,250円	500円
ロケーション利用 (商用) ※商用以外は応相談	基本料金(4時間)	50,000円		
	延長(1時間当たり)	15,000円		

参考：“矢中の杜”全体配置図



参考：“矢中の杜”本館



参考：“矢中の杜”別館

